

岩手県告示第 510 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
中ノ橋齊藤クリニック	盛岡市中ノ橋通一丁目 4 番 20 号水晶堂ビル 4 階	平成 19 年 5 月 29 日
赤ちゃんこども歯科	盛岡市上田二丁目 9 番 21 号	平成 17 年 7 月 1 日
小坂内科消化器科クリニック	盛岡市永井 19 地割 258 番地 1	平成 19 年 3 月 1 日
新津あさくら眼科クリニック	盛岡市紺屋町 2 番 1 号	”
ヤナギサワ薬局	岩手郡岩手町大字江刈内第 9 地割 35 番地	平成 19 年 5 月 1 日